４週平均１週及び52週の拘束時間の延長に関する協定書

○○バス株式会社代表取締役○○○○と○○バス労働組合執行委員長○○○○（○○バス株式会社労働者代表○○○○）は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第５条第１項第１号ロただし書きの規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

１ 本協定の適用対象者は、貸切バスの運転の業務に従事する者とする。

２ ４週平均１週及び52週の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、４週の起算日は４月１日と  
する。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１ ４週  (4/1～4/28) | 第２ ４週  (4/29～5/26) | 第３ ４週  (5/27～6/23) | 第４ ４週  (6/24～7/21) | 第５ ４週  (7/22～8/18) | 第６ ４週  (8/19～9/15) | 第７ ４週  (9/16～10/13) |
| 65時間  （４週合計  260時間） | 68時間  （４週合計  272時間） | 63時間  （４週合計  252時間） | 65時間  （４週合計  260時間） | 65時間  （４週合計  260時間） | 66時間  （４週合計  264時間） | 66時間  （４週合計  264時間） |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第８ ４週  (10/14～11/10) | 第９ ４週(11/11～12/8) | 第10 ４週(12/9～1/5) | 第11 ４週(1/6～2/2) | 第12 ４週(2/3～3/2) | 第13 ４週(3/3～3/30) | 52週間計 |
| 66時間  （４週合計  264時間） | 68時間  （４週合計  272時間） | 65時間  （４週合計  260時間） | 64時間  （４週合計  256時間） | 66時間  （４週合計  264時間） | 63時間  （４週合計  252時間） | 3,400時間 |

※3/31の拘束時間：9.28時間（１日÷28日×260時間）

３ 本協定の有効期間は、○年４月１日から○年３月31日までとする。

４ 本協定に定める事項について変更する必要が生じた場合には、14日前までに協議を行い、変

更を行うものとする

○年○月○日

以上

○○バス労働組合執行委員長 ○○○○ 印

（○○バス株式会社労働者代表 ○○○○ 印）

○○バス株式会社代表取締役 ○○○○ 印